請願・陳情　文書表

８・２臨　　陳情第５６号

受付年月日	８．３．６	付託委員会	総務
提出者	●●●

地方自治法第９６条に基づき条例制定権を有する議会は、課税制度の制定主体であると同時にその運用が適法かつ公平に行われていることを監視する責務を負っている。制度の公平性を担保する具体的措置及び執行体制が明確でないまま課税が行われることは、条例に基づく課税制度の適正性そのものに関わる問題であり議会による監視及び確認が必要不可欠である。

よって、宿泊税制度の適法性及び公平性を確保する観点から、議会において必要な確認及び措置を講じるよう求める。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

（当該常任委員会所管事項）

陳情事項

１　宿泊税制度の運用において、課税対象者間の実質的公平性が制度として担保されるよう具体的な運用方針及び実施体制を明確にすること。

２　宿泊税制度の適法性及び公平性に関する特別徴収義務者からの照会に対し行政が法の趣旨に基づく説明責任を適切に果たすよう議会として必要な監視及び確認を行うこと。

３　議会として、宿泊税制度が法の下の平等原則及び租税制度の公平性の原則に適合する形で運用されていることを確認し、その適正性を確保するために必要な措置を講じること。